

■議案第106号 平成27年度 四万十町教育委員会 スクールバス購入事業に係る売買契約の締結について

【要旨】

平成26年度をもって、窪川中学校への通学に利用していた公共交道路線バス飯ノ川線、折合線が廃止となったことにより、本年度当初から株式会社四万十交通に全面委託してスクールバスを運行しているところですが、年間の運行委託料が1路線5百万円程度必要となっています。

できるだけ費用を削減し現在と同様のスクールバス運行方法を検討した結果、車両を購入し、運転手を直接雇用する方法若しくは町の車両を使用して株式会社四万十交通に委託する方法に変更することで現在の委託契約と比較して経費の削減が見込めることから、スクールバスとして利用できる車両を2台購入しようとするものです。

本事業に伴う売買契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	平成27年度 四万十町教育委員会 スクールバス購入事業
納 入 場 所	四万十町 地内
契 約 金 額	10,625,472円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額787,072円)
契約の相手方	高知市知寄町3丁目220番地 高知日野自動車 株式会社 代表取締役 筒井 洋介
購 入 備 品	マイクロバス 2台 ロングボディ29人乗りバス／2台 ■排気量／4.0L ディーゼルターボ ■駆動／2WD ■装備／スライドドア、ナビゲーション(バックモニター付)、 ETCユニット、ビニールレザーシート等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。